

宿毛市公告第47号

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宿毛市契約規則（昭和45年宿毛市規則第19号）第6条の規定により公告します。

令和8年10月16日

宿毛市長 中 平 富 宏

記

第1 入札に付する個別事項

1. 事業名	令和8年度 建 第8号（企） 沖の島開発総合センター屋上防水改修工事
2. 工事場所	宿毛市沖の島町母島1003
3. 工事概要	屋上塩ビシート機械固定式防水工事 一式
4. 工事日数又は完成期限	90日
5. 予定価格	5, 510, 000円（消費税及び地方消費税を除く）
6. 最低制限価格	事後公表
7. 落札方式	価格競争

第2 入札日程等に関する事項

1. 設計図書閲覧期間	令和8年10月16日（金）15時00分から 令和8年10月28日（水）17時00分まで 宿毛市入札情報システムに掲載する方法により閲覧に供する。	
2. 入札参加申請期間	令和8年10月16日（金）16時00分から 令和8年10月23日（金）17時00分まで	
3. 質疑の受付	提出期限	令和8年10月21日（水）12時00分
	提出方法	宿毛市入札情報システムにより提出すること。 （提出後は、第10に掲げる総務課契約係に電話 連絡をお願いします。）
4. 質疑の回答	令和8年10月23日（金）12時00分までに、 <u>宿毛市入札 情報システムにて公表する。</u>	
5. 入札期間	令和8年10月27日（火） 9時00分から 令和8年10月28日（水）17時00分まで ただし、高知県電子入札共同利用システムの稼働時間内（閉庁日 を除く8時から20時まで）とする。	
6. 開札日時及び場所	令和8年10月29日（木）10時00分より、順次宿毛市役 所本庁舎3階総務課執務室にて開札する。	

7. 入札保証金	免除
8. 契約保証金	要する
9. 契約条項を示す場所	宿毛市役所 3階 総務課
10. 契約締結期限	落札決定の日から起算して10日以内
11. 市議会の議決	要さない

第3 入札参加資格の要件

この事業における入札参加資格の要件は、次のとおりとする。

1 個別要件

令和8年度 宿毛市建設工事入札参加資格	建設工事の種類	<u>防水工事</u>
地域要件	本店の所在地が高知県内にあること（※支店等の場合は、受任権限が委任されている事業所が高知県内にあること）。	
履行実績	不問	

2 共通要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から開札日までの間に、宿毛市から指名停止措置（指名回避を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生手続又は再生手続の開始決定後に入札参加資格の再審査を受けた場合を除く。）
- (4) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）第5条第1項に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

第4 入札参加の方法等

この事業の入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格確認申請を行わなければならない。

1 制限付一般競争入札参加資格確認申請書について

宿毛市入札情報システム内の本事業における個別詳細情報のページから、制限付一般競争入札参加資格確認申請書の電子ファイルをダウンロードすること。

【掲載場所】宿毛市入札情報システム

<https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/faces/menu.xhtml?kikanNo=1208>

2 提出方法

第2の2に掲げる入札参加申請期間内に、宿毛市電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、当該申請書及び提出を要する資料の電子ファイル（以下

「申請書等データ」という。)を提出すること。申請書等データを提出していない場合や、提出した申請書等データに不備があった場合は、入札参加資格を付さない。

第5 入札参加資格の喪失

申請受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この事業の入札に参加することができない。

- (1) 第3に掲げるの入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等データに虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第6 入札方法等

- 1 入札は、第2の5に掲げる入札期間内に、宿毛市電子入札システムにおいて入札金額を登録する方法で行う。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を宿毛市電子入札システムに登録すること。
- 3 電子くじで使用するくじ番号を登録すること。
- 4 入札金額の登録の際に、当該入札金額の工事費内訳書の電子ファイルを添付すること。
なお、工事費内訳書の様式は、宿毛市公式ホームページからダウンロードすることができるが、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよい。

【参照】電子入札の運用について（ページ下部に掲載）

<https://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-11/42015.html>

- 5 本事業における再度入札は、宿毛市電子競争入札心得（以下「入札心得」という。）第16条第2項の規定により、行わない。

第7 入札の無効

宿毛市契約規則第18条各号及び入札心得第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

第8 落札者の決定方法

- 1 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札者とする。
- 2 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、高知県電子入札共同利用システムによる電子くじにより、落札者を決定する。

第9 その他

- 1 入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合は、本入札は行わない。
- 2 入札参加資格確認申請を行った者が1者の場合は、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しないかぎり、入札を行う。
- 3 この入札において提出された申請書等データは、第2の2に掲げる提出期限後の取替えや訂正等は認めない。
- 4 この入札において一旦行った入札は、取替え、訂正又は取消しをすることはできない。

- 5 申請書等データの作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 申請書等データは、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。ただし、必要により入札参加資格の確認以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 宿毛市電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 8 申請書等データへの虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 9 契約締結までの間に次の各号のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消し、又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 宿毛市建設工事等指名停止措置要領（令和7年宿毛市告示第2号）の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (3) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）第5条第1項に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (4) その他の事由により、第3に掲げる入札参加資格の要件のいずれかを喪失したとき。
- 10 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 11 当該業務にかかる業務請負契約が宿毛市議会の議決を要するものである場合は、落札者との仮契約の締結後において、宿毛市議会の議決を経て本契約とするものとし、その旨を別途通知する。
- 12 入札参加者は、あらかじめ、入札心得及び「宿毛市における電子競争入札の取扱について」を承知すること。

【参照】電子入札の運用について（ページ下部に掲載）

<https://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-11/42015.html>

第10 問い合わせ先（入札全般）

宿毛市役所 総務課契約係

TEL：0880-62-1253

FAX：0880-62-1274

E-Mail：keiyaku@city.sukumo.lg.jp